

第1章 目的と位置づけ

第1章 目的と位置づけ

1. 背景と目的

(1) 立地適正化計画の背景と目的

我が国は、本格的な人口減少・高齢化の時代を迎え、高齢者や子育て世代にとって健康で快適な暮らしを実現することや、財政面において持続可能な都市経営に取り組んでいくことが大きな課題となっています。

このような背景のもと、平成26年(2014年)8月に「都市再生特別措置法」が一部改正され、市町村は、住宅や医療・福祉施設などの都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画として、立地適正化計画を作成できることとなりました。

この立地適正化計画は、将来の都市の課題を見据え、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、鉄道等の公共交通のネットワークを中心に、居住機能や医療・福祉、商業等の様々な都市機能を誘導することにより、持続可能でコンパクトな都市の実現を図る計画であり、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する、「都市計画マスタープラン」の高度化版として位置づけられるものです。

(2) 西宮市における立地適正化計画

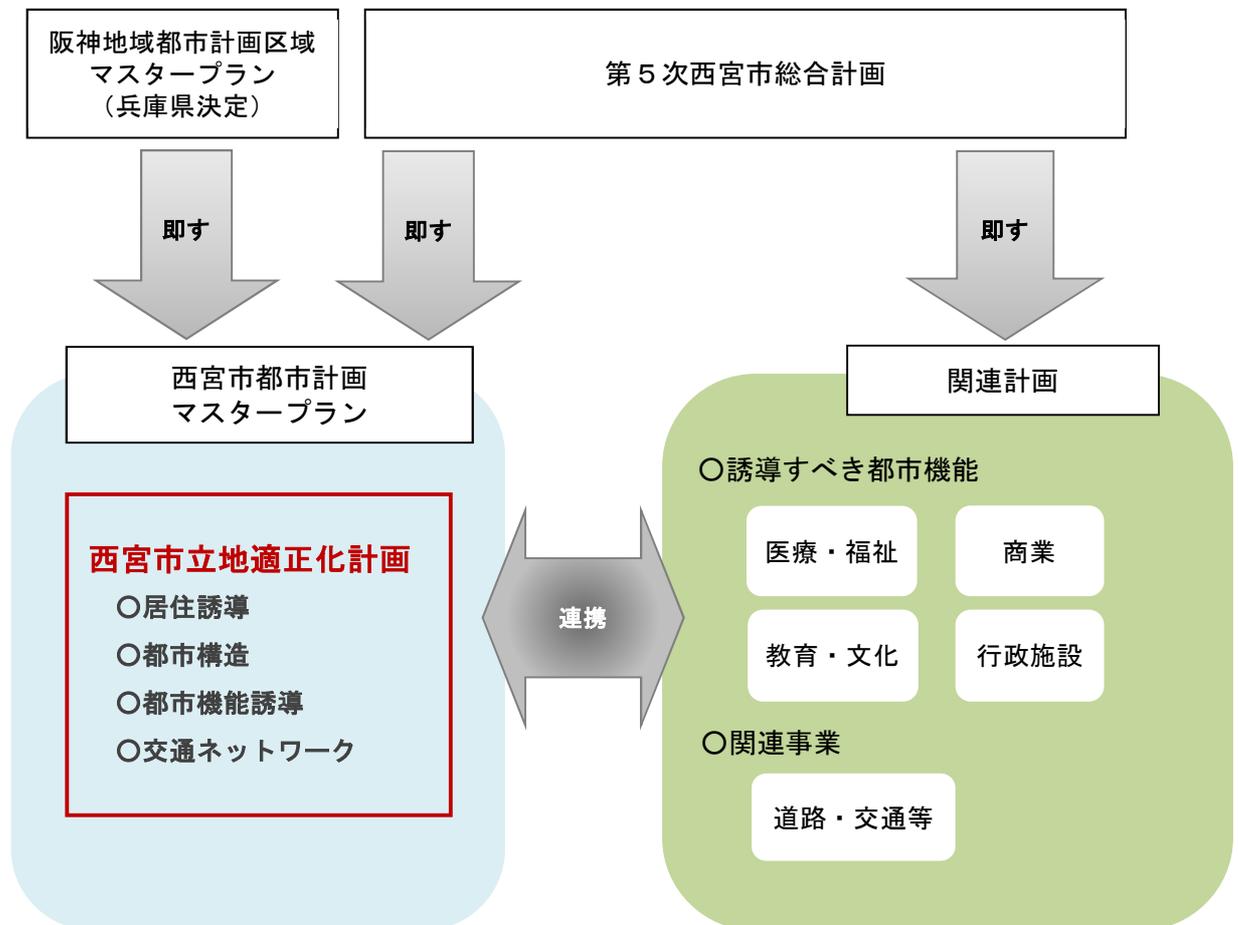
本市は、JR、阪急、阪神の3つの鉄道路線(23駅)に加え、それを補完するようにバス路線が整備されており、公共交通を中心としたコンパクトな都市構造となっています。また、全国的に人口減少が進む中で、国勢調査の人口推移をみると、近年は人口の伸びは鈍化しているものの、この20年間で大きく増加しています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研とする。)による平成27年(2015年)国勢調査に基づく人口推計では、令和2年(2020年)をピークに人口が減少に転じ、高齢化率についても大幅に上昇することが予測されています。

そこで、本市では、今後の人口減少や超高齢社会等の都市の課題を見据え、鉄道駅等の拠点を中心に一定の人口密度を維持することで、市民生活に必要な生活サービス施設や交通ネットワークを維持するなど、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため、「西宮市立地適正化計画」を策定します。

2. 立地適正化計画の位置づけ

「西宮市立地適正化計画」は、「第5次西宮市総合計画」と「阪神地域都市計画区域マスタープラン」に即して定めた「西宮市都市計画マスタープラン」の一部として、誘導すべき都市機能や関連事業等と連携・整合を図りながら策定します。



立地適正化計画の位置づけ

3. 計画の目標年次と範囲

計画の目標年次は、都市計画運用指針に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望し、令和22年（2040年）とします。また、計画の区域については、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、都市計画区域（市全域）を対象とします。

目標年次

令和22年（2040年）

計画区域

都市計画区域（市全域）